**執行役員規程（委任契約による場合）**

第１章　　総　　則

（目的）

第１条　この規程は、執行役員の就業条件および服務規律について定める。

２．この規程に定める事項以外のことについては、法令、定款、役員規程および取締役会の定めるところによる。

（定義）

第２条　執行役員とは、取締役会によって選任され、業務執行をそれぞれ分担して行う責任者のことをいう。

（忠実義務）

第３条　執行役員は、取締役会および代表取締役の統括の下に職務の執行を行い、取締役とともに経営の責任者の一翼を担うことを自覚し、他の規範となるよう常に研鑽を重ねて誠実かつ忠実に執行役員としての職務を全うする義務を負い、もって社業の発展に努めるものとする。

第２章　　就　　任

（選任）

第４条　執行役員は、取締役の推薦に基づき、取締役会の決議によって選任されるものとする。

（執行役員の役位）

第５条　執行役員の中から、執行役員副社長、専務執行役員、常務執行役員を定めることができるものとし、役位の決定は取締役会で行う。

（就任承諾書の提出）

第６条　執行役員に選任されて就任を承諾した者は、速やかに就任承諾書を取締役会に提出するものとする。

（任期）

第７条　執行役員は、取締役会における決議の日より就任し、就任後２年以内の最終の定時株主総会までを任期とする。

２．任期の途中での引継ぎ、あるいは臨時の増員により執行役員に就任した場合は、他の執行役員の任期満了時までを任期とする。

（従業員の身分との関係）

第８条　従業員である者が執行役員に就任したときは、従業員としての身分を失うものとする。

第３章　　退　　任

（退任）

第９条　執行役員が次の各号のいずれかに該当するときは、退任とする。

（１）任期満了

（２）辞任

（３）解任

（４）死亡

（５）執行役員の資格を喪失

（辞任）

第１０条　執行役員が辞任する場合は、３ヶ月前までに取締役会に届け出るものとする。ただし、特段の事由がある場合はこの限りでない。

２．執行役員を辞任し、会社を退職する場合は、職務の引継を完了し、かつ辞任後といえども、その責務に係る職務については責任を負い、会社が必要と認めたときは会社に協力するものとする。

（解任）

第１１条　執行役員に不正あるいは不当な行為があった場合、または執行役員としての適格性に問題があると認められた場合には、取締役会の決議によって解任することができる。

（資格喪失）

第１２条　執行役員が、法令に定める取締役の欠格事由と同一の事由に該当したときは、執行役員の資格を喪失するものとする。

第４章　　服　　務

（権限）

第１３条　執行役員は、取締役会の決定に基づいて業務執行を分担するものとする。

２．業務遂行にあたっては、代表取締役が執行役員を統括する。

（責務）

第１４条　執行役員は、業務執行の責任者としての責任を常に自覚し、善良なる管理者としての注意をもって業務にあたらなければならない。

（報告義務）

第１５条　執行役員は、取締役会または代表取締役の求めに応じて、自己の担当する業務執行の状況について報告しなければならない。

２．執行役員は、毎月１回は取締役会に出席し、担当した業務執行の状況について報告しなければならない。

３．執行役員は、原則として毎月１回「業務執行報告書」を代表取締役に提出しなければならない。

（機密保持）

第１６条　執行役員は、業務上知り得た会社の秘密を保持し、会社に対して不名誉あるいは不利益となるような言動および行為をしてはならない。

２．前項については、退任後も遵守しなければならない。

（禁止事項）

第１７条　執行役員は、次に定める事項をしてはならない。

（１）会社法その他の法令または会社の規則等に定める義務に違反すること。

（２）従業員を社用以外の目的に使用すること。

（３）会社の承認なく、会社内において宗教活動または政治活動をすること。

（４）会社の承認なく、自己または第三者のために取引を行うこと、会社の事業以外の事業を営むこと、その他内職等兼業をなすこと、または他の事業に参加することによって個人的な収入を得ること。

（５）職務上の地位を利用して手数料・リベート等の金品を収受すること。

（６）性的嫌がらせとなる行為等、従業員および社外の関係者に不安感・不信感を抱かせ、または動揺を起こさせる言動をすること。

（７）職務上知り得た秘密を正当な理由なく会社の内外に漏洩または開示すること、または会社の名誉または信用を害するような行為または言動をすること。

（８）職場の秩序を乱すような行為をすること。

（９）会社の資産を会社の承認なく社用以外の目的に流用、利用すること。

（10）その他、会社の利益を害する一切の行為。

（勤務）

第１８条　執行役員の勤務は、役員規程の定めるところに準じるものとする。

（出張などの扱い）

第１９条　執行役員が出張する場合は、役員出張旅費規程の定めるところにより、取締役に準じて扱う。

第５章　　報　　酬

（報酬）

第２０条　執行役員の報酬は、執行役員報酬規程に基づき、取締役会に諮った上で代表取締役が決定する。

（支給日）

第２１条　執行役員の報酬の支給日は、原則として他の役員と同様とする。

（賞与）

第２２条　執行役員の賞与については、役員報酬規程に準じて、取締役会に諮った上で代表取締役が決定する。

（退任慰労金）

第２３条　執行役員が退任するときの退任慰労金については、役員退任慰労金規程に準じて、取締役会に諮った上で代表取締役が決定する。

第６章　　執行役員会

（執行役員会の目的）

第２４条　執行役員会は、取締役会における決定事項の周知および執行役員相互の連絡・連携を目的とする。

（構成）

第２５条　執行役員会は、執行役員全員で構成される。

（開催・招集）

第２６条　執行役員会は、原則として毎月１回開催するものとし、その他必要に応じて代表取締役が招集するものとする。

附　則

（施行日）

本規程は、○○○○年○○月○○日から施行する。